**身体障害者手帳のあらまし**

令和２年４月　作成

発行元　山鹿市役所　福祉援護課　障がい福祉係

☎０９６８-４３－００５２

身体障害者福祉法をはじめとした身体障がい者に関するいろいろなサービスを受けるためには、身体障害者手帳が必要です。身体障害者手帳は、身体障害者福祉法で定める「身体障がい者」であることの証票として、目、耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいのある人に知事から交付されます。

障がいの程度は、重い方から順に１級から６級まで分けられています。

障がいの範囲は次のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 障がい名 | 視覚障がい | 聴覚・平衡機能障がい | 音声・言語・そしゃく機能障がい | 肢体不自由 | 内部障がい(心臓・肝臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫) |
| 上肢 | 下肢 | 体幹 |
| 等級 | １級～６級 | ２級～６級 | 3級～4級 | 1級～６級 | 1級～６級 | 1級～5級 | 1級～４級 |

**◇ 身体障害者手帳の手続き ◇**

|  |  |
| --- | --- |
| **新規交付申請** | ・顔写真が必要です（4cm×3cm脱帽の上半身、ﾎﾟﾗﾛｲﾄﾞ不可）１枚・身体障害者手帳用診断書（身体障がい者指定医の作成したものに限る） |
| **再交付申請** | ・身体障害者手帳用診断書（身体障がい者指定医の作成したものに限る）・手帳をなくした場合・手帳の記載欄に余白がなくなった場合・手帳を破損した場合※再交付申請時には顔写真が必要です（4cm×3cm脱帽の上半身、ﾎﾟﾗﾛｲﾄﾞ不可） |
| **記載事項の変更** | ・身体障害者手帳の交付を受けた身体障がい者（児）の氏名もしくは住所に変更があった場合・保護者の氏名もしくは住所に変更があった場合 |
| **返還** | ・手帳の交付を受けた人が交付対象者に該当しなくなった場合・手帳の交付を受けた人が死亡した場合・手帳を必要としなくなった場合・他県へ転出後、その県の手帳の交付を受けた場合 |
| ※　申請の際には **印鑑** をご持参ください |

※　身体障害者手帳用診断書様式につきましては、福祉援護課障がい福祉係（新庁舎１階１０番窓口）

または各市民センターにお尋ねください。

* **福祉サービス ◇**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **サービスの種類** | **内　　容** | **お問い合わせ** |
|  | **●　補装具費の給付**補装具は、次の３つの要件を満たすものです。① 身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの② 身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの③ 給付に際して専門的な知見（医師の意見書）を要するもの | 山鹿市役所　１階福祉援護課 障がい福祉係☎４３－００５２各市民センター鹿北 ３２－３１１１菊鹿 ４８－３１１１鹿本 ４６－３１１１鹿央 ３６－３１１１**申請の際ご持参いただく物**⑴身体障害者手帳⑵印鑑⑶見積書⑷医師の処方箋（一部意見書要）※負担限度も併せて申請される場合（非課税世帯）は、本人の年金額がわかる物（振込通知・預貯金通帳等）もお持ちください。 |
| **障害種別** | **補装具の種類（例）** |
| 視覚障がい | 盲人用安全杖、義眼、眼鏡 |
| 聴覚障がい | 補聴器 |
| 肢体不自由 | 義肢、装具、車椅子、歩行器 |
| 内部障がい | 車椅子 |
| ※**利用者負担原則１割**（低所得の方には負担軽減あり）ただし、本人または世帯員のいずれかが一定所得以上の場合支給対象外となります。※車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖の４品目については、介護保険が適用になる場合は、原則として介護保険から貸付を受けてください。 |
| **●　日常生活用具の給付**「日常生活用具」とは、身体障がい者が在宅生活を営む上で不便さを軽減し、自立した生活を容易にするために必要な用具をいいます。 |
| **障害種別** | **日常生活用具の種類（例）** |
| 視覚障がい | 盲人用時計、盲人用テープレコーダー、点字器、視覚障害者用色覚識別装置 |
| 聴覚障がい | 聴覚障がい者用屋内信号装置、ファックス |
| 言語障がい | 携帯用会話補助装置、ファックス、人工喉頭 |
| 肢体不自由 | 特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、歩行補助杖（１本杖のみ） |
| 内部障がい | 透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ストマ用装具 |
| ※一部の日常生活用具は、介護保険の対象となりますので、適用になる場合は介護保険を利用してください。 |
| **※入院中・入所中の方もストマ用具、頭部保護帽は給付対象となります**。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **サービスの****種類** | **内　　容** | **お問い合わせ** |
| 自立支援介護給付サービス | 訪問系サービス・その他 | **●　居宅介護（ホームヘルプサービス）**自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 | 障害支援区分の申請後、調査を受けられ審査会の結果、区分が決定された後、利用開始となります。**※介護保険対象者は介護保険サービスが優先です。** |
| **●　短期入所（ショートステイ）**自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 日中活動系 | **●　生活介護（旧デイサービス）**常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 税の控除 |  | 障害者控除 | 特別障害者控除 | 山鹿税務署☎４４－２１８１ |
| 所得税 | 　納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族に身体障がい者**（手帳３級～６級）**がいるときは、その障がい者一人につき２７万円が所得金額から控除されます。 | 　納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族に身体障がい者**（手帳１級～２級）**がいるときは、その障がい者一人につき４０万円が所得金額から控除されます。 |
| 市・県民税 | 　納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族に身体障がい者**（手帳３級～６級）**がいるときは、その障がい者一人につき２６万円が所得金額から控除されます。 | 　納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族に身体障がい者**（手帳１級～２級）**がいるときは、その障がい者一人につき３０万円が所得金額から控除されます。 | 山鹿市役所税務課☎４３－１１２０ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **サービス****の種類** | **内　　容** | **お問い合わせ** |
| 自動車取得税等の減免 | **●　自動車取得税** | ①自動車税・取得税熊本県県北広域本部課税課☎０９６８－２５－４１２４（菊池市隈府1272-1）②軽自動車税山鹿市役所税務課☎４３－１１２０ |
| **対象と****なる自****動車等** | **１　構造上、身体障がい者等の利用に供されると認められるもの****２　身体障がい者等が運転するために構造変更がされる事業用のもの** |
| **減免額** | **（構造変更に要した金額）×（自動車取得税の税率）** |
| **●　自動車取得税・自動車税・軽自動車税**※　身体障害者手帳所持者のうち下記身体障がい者の範囲に該当される方 |
| ①自動車税②軽自動車税※　障がい者１人につき計1台まで | １　手帳所持者が取得（所有）する自動車を手帳所持者本人が運転する自動車。２　手帳所持者または18歳未満の手帳所持者と生計を一にする者（同居）が取得（所有）し、手帳所持者の通学、通院、通所、生業のため生計を一にする者（同居）が運転する自動車。３　手帳所持者だけで構成される世帯で手帳所持者が取得（所有）する自動車を常時介護する方（別居可）が、手帳所持者の通学、通院、通所、生業のために運転する自動車。４　構造上、身体障がい者等の利用に供されると認められる自動車。 |
| 身体障がい者の範囲 | １　視覚障がい　　　　　　　１級～３級、４級の１ |
| ２　聴覚障がい　　　　　　　２級～３級 |
| ３　平衡機能障がい　　　　　３級 |
| ４　音声障がい　　　　　　　３級　※本人運転のみ |
| ５　肢体不自由 | ①上肢②下肢③体幹 | １級、２級の１、２級の２１級～６級(家族運転の場合：１～３級)１級～３級、５級(家族運転の場合：１～３級) |
| ６　乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい上肢機能　　１級～２級移動機能　 １級～６級(家族運転の場合：１～３級) |
| ７　内部障がい　　　　　　　１級～３級 |
| ※　上記の減免は、複数障害の場合は、総合等級ではなく障害部位ごとの個別の障害等級によって判断しますので、ご注意ください。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **サービスの種類** | **内　　容** | **お問い合わせ** |
| 公　共　料　金　の　割　引　等 | ＪＲの旅客運賃 | 　身体障がい者が単独で乗車船する場合の、片道１０１ｋｍを超える区間 | 本人のみ５割引 | 身体障害者手帳を乗車券発売窓口に呈示し券を購入 | 乗車券発売窓口 |
| 　第１種の身体障がい者（１２歳未満を除く）が、介護者とともに乗車船する場合　（区間制限なし） | 本人及び介護者５割引 |
| 　１２歳未満の第２種身体障がい者が介護者とともに乗車船する場合　（区間制限なし） | 介護者のみ５割引 |
| バス運賃 | 身体障がい者* 第２種の身体障がい者は、介護者

の割引がない場合があります（バス会社により異なります） | 本人及び介護者５割引 | 　料金を支払う際に手帳を呈示し、割引料金を支払う | 乗車券発売窓口又はバス乗務員 |
| タクシー運賃 | 身体障がい者 | １割引 | 　乗車に際し、身体障害者手帳を呈示 | ご利用されるタクシー会社にお問い合わせください |
| 有料道路通行料金 | **①　身体障がい者が自ら運転する場合**　本人又は生計を同一にする者が所有する自動車等（障がい者一人につき一台。営業用自動車を除く） | ５０％ | 　福祉援護課又は各市民センターにて割引の申請を行い、手帳を呈示**※事前の申請が****必要です**※　ETCについては申請時におたずねください。 | 山鹿市役所　１階福祉援護課障がい福祉係４３―００５２各市民センター鹿北 ３２－３１１１菊鹿 ４８－３１１１鹿本 ４６－３１１１鹿央 ３６－３１１１ |
| **②　第１種身体障がい者の移動のために介護者が運転する場合**　本人又は生計を同一にする者が所有する自動車等又は障がい者を継続的、日常的に介護している者が所有するもの（障がい者一人につき一台。営業用自動車を除く） | ５０％ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 航空旅客運賃 | 各航空会社によって運賃や手続き等取り扱いが異なりますので、詳しくは航空会社にお尋ねください。 | 各航空会社・路線で異なります | 航空券購入時に身体障害者手帳を呈示 | 航空券発売窓口 |
| ＮＨＫ放送受信料 | 身体障がい者を有する世帯で、市民税非課税世帯が受信機を設置して結ぶ放送受信契約 | 全額免除 | 　福祉援護課又は各市民センターにて申請 | 山鹿市役所　１階福祉援護課障がい福祉係４３－００５２各市民センター鹿北 ３２－３１１１菊鹿 ４８－３１１１鹿本 ４６－３１１１鹿央 ３６－３１１１ |
| 世帯主が視覚障がい者または聴覚障がい者世帯が受信機を設置して結ぶ放送受信契約 | 半額免除 |
| 世帯主が重度の身体障がい者（１～２級）世帯が受信機を設置して結ぶ放送受信契約 |
| 重度心身障がい者(児)の医療費の助成 | 　重度の心身障がいをもつ人が医療を受けた場合に、一部負担金から、下記の自己負担額を差し引いた額を助成しますひとつの医療機関について…外来　月額　1,020円…入院　月額　2,040円 | 身体障害者手帳１級または２級所持者（各手帳によって異なります）　　　　　　　　　　　　 |
| 訪問入浴サービス | 　入浴することが困難な方等に、居宅に訪問して週２回等、入浴のサービスを行います。※詳しくは、福祉援護課または各市民センターにお尋ねください。 | 自己負担があります | 身体障害者手帳所持者で、６５歳未満の方医師の診断書が必要 |
| 日中一時支援 | 日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族等の一時的な介護負担の軽減を図るサービスです。 | 自己負担があります | 身体障害者手帳所持者 |
| 障害者外出支援タクシー利用助成事業 | 家族による移送および路線バス等の利用が困難なことにより外出の支援が必要な方で、**・住民税非課税世帯に属する方****・施設入所者、および医療機関に入院していない方** | ひと月あたり400円チケット4枚を翌年３月まで | 身体障害者手帳１級または２級所持者（視覚障害、上肢・下肢・体幹もしくは呼吸器障害の方に限る） |
| 自動車運転免許取得・改造助成 | 山鹿市にお住まいの手帳をお持ちの方で、免許取得及び自動車改造により社会参加が見込まれる方 | **※事前の申請が必要で、所定の要件を満たす必要があります。** |
| 山鹿市住宅改造助成事業 | 山鹿市にお住まいの６５歳未満で、身体障害者手帳１級または２級をお持ちの方 |
| 携帯電話 | 各種割引あり身体障害者手帳交付者本人１回線 | 契約時手帳の掲示を | 各携帯電話代理店にお問い合わせください |
| 後期高齢者医療制度 | 　６５歳から７４歳までの障がい等級が１～３級および４級の一部※の方は、後期高齢者医療制度に加入申請をすることができます。（ただし、熊本県後期高齢者広域連合の認定を受けた方のみです。）　加入（障がいの認定の申請）は任意です。いつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。※４級の場合・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障がいがある方・両下肢のすべての指を欠く方・一下肢を下腿の２分の１以上欠く方・一下肢の機能の著しい障がいがある方 | 詳しくは山鹿市役所国保年金課（後期医療年金係）☎４３－１５７６または各市民センターへ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 支 給 対 象 者 | 支 給 月 額 | 問い合わせ |
| **障害基礎年金** | 　納付要件を満たした者で、身体又は知的・精神に一定の障がいの程度を有する者**※老齢基礎年金を受給されている方は受給できません。** | **等級によって****年金が変わります。****身体障害者手帳の****等級とは異なります。** | ・国保年金課（後期医療年金係）(山鹿市役所１階)☎４３－１５７６社会保険事務所社会保険事務局 |
| **障害厚生年金** | 　雇用労働者で身体又は知的・精神に重度又は中度の障がいを受けた者 | 年金額は、社会保険事務所等へご確認下さい | 社会保険事務所社会保険事務局 |
| **特別児童扶養手当** | 　２０歳未満で、身体又は知的・精神に中度以上の障がいを持つ児童を養育している父か母、又は父母に代わって養育している者※所得制限あり | **１級**：一人につき月額　52,500円**2級**：一人につき月額　34,970円 | ・山鹿市役所１階福祉援護課障がい福祉係・各市民センター・県北広域本部福祉課 |
| **児童扶養手当** | 　ひとり親家庭等で１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある児童又は２０歳未満で中度以上の障がいにある児童を養育している者　父または母が重度の障がい者である家庭においても同様に手当が支給される* 所得制限あり
* 父または母の公的年金の加算対象

児童となっている者を除く | **児童１人の場合**：・全部支給43,160円・一部支給43,150円～10,180円・第２子加算額全部支給10,190円一部支給10,180円～5,100円・第３子以降加算額全部支給　6,110円一部支給　6,100円　　　　～3,060円 | ・山鹿市役所１階福祉援護課児童家庭係(山鹿市役所１階)☎４３－００５２・各市民センター鹿北 ３２－３１１１菊鹿 ４８－３１１１鹿本 ４６－３１１１鹿央 ３６－３１１１ |
| **特別障害者手当** | 　身体又は知的・精神に著しく重度の障がいを有するため、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の２０歳以上の者※所得制限あり | 一人につき月額　27,350円 | ・山鹿市役所１階福祉援護課障がい福祉係・各市民センター |
| **障害児福祉手当** | 　身体又は知的・精神に重度の障がいを有するため、日常生活に常時特別の介護を要する２０歳未満の者※所得制限あり | 一人につき月額　14,880円 | ・山鹿市役所１階福祉援護課障がい福祉係・各市民センター |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **障がい者等用駐車場利用証****（ハートフルパス）** | 身体障がいにより歩行困難な方（障害区分により対象となる手帳等級が異なります）他、障がい者以外の方も対象となる場合があります | 申請先・熊本県庁・山鹿保健所 |